

## 【GoToトラベル事業支援対象コースをお申込みのお客様へ】

該当コースの旅行代金はGoToトラベル給付金適用前の旅行代金となります。

支援対象コースは、下記旅行代金から最大で半額相当が支援されます。(上限:お一人様1泊あたり 14,000円+地域共通クーポン6,000円分)

■給付金の受領について:国からの給付金はおお客様に対して支給されます。

当社は、給付金をお客様に代わって受領(代理受領)致しますので、お客様は、旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただきます。

また、お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けます。取消料にはGoTo割引は適用になりませんので、当社による代理受領についてご了承のうえお申込み下さい。

■お支払い実額とは:旅行代金からGoToトラベル事業給付金の額を差し引いたものです。

■ご旅行で利用する宿泊施設が、GoToトラベル支援事業の登録を取り消された場合、ご旅行終了後であっても、支援の対象外となる場合があります。

■新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、観光庁が特定の地域及び期間についてGoToトラベル支援事業の実施を取りやめることとした場合は支援の対象外となります。

その場合、給付金・地域共通クーポンは適用されず、給付金適用前の旅行代金をお支払いいただきます。

■GoToトラベル事業による支援は、お申し込み状況により予告なく早期終了、又は、延長させていただく場合がございます。

■Go Toトラベル対象商品の申込みにより、別添の遵守事項に同意するものとします。必ずご確認ください。

■ご旅行中、宿泊施設にてお申込み代表者様及び同行者様の居住地を確認する場合がございます。ご旅行当日は、居住地を証明できるものをお持ちください[運転免許証、運転経歴証明書(顔写真あり)、健康保険証、マイナンバーカードなど]。

## <旅行開始前のお客様により旅行契約の解除および払い戻し>

(1) お客様は、次に定める取消料を当社にお支払い頂くことにより、旅行契約を解除することができます。

(2)

取消日区分		宿泊付き旅行 国内旅行(バス旅行を除く)	宿泊付き旅行 バス旅行	日帰り旅行
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	20日目ー8日目	20%	—	—
	14日目ー8日目	20%	20%	—
	10日目ー8日目	20%	20%	20%
	7日目ー2日目	30%		
旅行開始日の	前日	40%		
	当日の集合時間まで	50%		
旅行開始後の取消または無連絡不参加		100%		

- ・上記%はGoTo割引適用前の旅行代金に対する料率です。
- ・取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします。
- ・「夜行日帰り旅行」は「日帰り旅行」として扱います。
- ・航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券を利用する場合、または貸切船舶を利用する場合は、取消料が上記と異なる場合があります。契約書面の記載を必ずご確認ください。
- ・「バス旅行」とは、主要な交通機関がバス利用となる旅行になります。

(3)

お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。その場合、既にお支払いいただいている旅行代金全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。

イ 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更内容は旅程保証の対象となる第14項の規定に基づく「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる重要なものに限りです。

ロ 第5項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ 当社が、旅行開始日の前日までに確定書面をお送りしなかった場合。

ニ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程通りの実施が不可能となったとき。